

令和6年度 緑区対話集会開催概要(6月)

No	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	・原山地区における非常災害用井戸の設置 さいたま市のHPで応急給水場所の一覧を確認したところ、原山地区には原山中学校に災害用貯水タンクがあるが、非常災害用井戸はない。 原山地区の学校あるいは公園に設置していただけないか。	原山地区近辺の応急給水施設は、原山中学校のほか、仲本小学校、東浦和浄水場、道祖土小学校、谷田小学校などに設置しており、新たな非常災害用井戸の設置は予定しておりません。 なお、応急給水施設が未整備の指定避難所には、給水コンテナなどにより、飲料水をお届けする体制を整えているところでございます。 今後の設置場所につきましては、全体の避難場所の人口規模や現状をもとに検討するとともに、震災対策を推進してまいりたいと考えております。 【水道局 業務部 水道総務課】
2	・原山市民プールの今後について 今後、原山市民プールがどうなるのか、地元にご説明いただきますようお願い申し上げます。	本市では、原山市民プールを含む5つのレジャープールについて、将来的な設置意義を踏まえ、中長期的な視点から今後のあり方を示すことを目的として、令和5年11月に「さいたま市レジャープールのあり方方針」を策定いたしました。 本方針においては、「地域バランスと財政負担軽減を考慮し、北部エリアと南部エリアにそれぞれ1施設とし、5施設から2施設に段階的に集約・再編を目指す」、「基本的に集約する2施設は、広域からの市民利用が期待できる総合的なレジャープールを目指す」、「廃止となるプールについては、親水機能を有した身近な公園などに整備し、引き続き、公共空間としてサービスを提供する」などの方向性で検討を進めることとしております。 また、方針における将来イメージとして、まずは、廃止となった沼影市民プールの代替の新設を優先して検討することや財政負担の軽減を踏まえ原山市民プールのリニューアルについても併せて検討するとともに、プールにしない場合は、親水機能を有した身近な公園などに再整備することなども検討しております。 御指摘の原山市民プールの今後につきましては、現時点では決まっていないことから、引き続き、上記を踏まえて検討を進めてまいります。 いただきました御提案は、市政推進の参考にさせていただきます。 今後とも、市政発展のため、御協力いただきますようお願い申し上げます。 【都市局 みどり公園推進部 都市公園課】
3	・自治会及び自治会連合会の目的・役割について 自治会は、福祉活動、防犯・防災活動、環境美化活動 等を行っておりますが、自治会を統括する ・地区自治会連合会 ・区自治会連合会 ・市自治会連合会 の役割・実際の活動内容等について説明を行っていただければと考えます。 新任の自治会長・副会長を含め、共通認識を持つことにより、連絡・協議が円滑になると考えます。 また自治会の加入者減少に対する対策について意見交換及びアドバイスがあるとよいと思います。	○地区自治連・区自治連関係 地区自治会連合会は、区内をより細かい地域ごとに分け、区自治会連合会・市自治会連合会との連絡調整や、地域の現状を踏まえた課題解決のために活動しております。地区自治会連合会の大きな活動として、地区内でのお祭りや小学校入学祝い等を実施している地区もあります。 区自治会連合会は、区内自治会の連絡機関として、自治会運営が適正かつ円滑に機能するよう努めるとともに、地域の自治振興に寄与することを目的として活動しております。そのために、地区自治会連合会・市自治会連合会との相互連絡や、行政機関・関係機関との連絡調整、自治会活動推進のための事業を実施しております。具体的な活動としては、理事会での市からの依頼事項の協議、緑区区民まつりへの参加、視察研修の実施等を通じて自治会活動の円滑化に努めております。 【緑区役所 コミュニティ課】 ○市自治連関係 市自治会連合会は、区自治会連合会を統括し、自治会相互の連絡協調を図るとともに、自治会活動の円滑な運営に寄与することを目的に活動を行っています。 事業については、定期的に開催する会議を通じて、各区自治会連合会相互の連絡調整、自治会に共通する問題についての調査研究、行政機関、関係団体との連絡調整等を行っています。 ○加入者減少対策 自治会の加入者減少は、喫緊の課題です。自治会単位でも、高齢者の退会を防ぐため、一定年齢以上の会員には役員の免除規定を設けたり、自治会役員の負担を軽減する取り組みをされたりなど、様々な工夫をされていると伺っております。 さいたま市においては、転入者に対しては転入届の際にリーフレットを配布、建設事業者に対しては、自治会設立や自治会加入への協力、また、啓発品の配布など、あらゆる手段により自治会加入促進を図っているところです。 自治会におきましても、さいたま市にて作成の「加入促進リーフレット」は、転入世帯や未加入世帯を訪問する際の有効なツールとして活用されております。 【市民局 市民生活部 コミュニティ推進課】